



## 越境する実践としてのトランスナショナリズム —多文化主義をこえるコスモポリタニズムと間文化主義への問い—

西原和久

成城大学イノベーション学部, 名古屋大学名誉教授

Knishihara@seijo.ac.jp

(受理: 2015年1月8日, 採択: 2015年2月20日)

---

### 要旨

本稿は、トランスナショナリズムと関連するコスモポリタニズムおよび多文化主義と間文化主義に言及して、これらの概念の関係を明確にする試みである。それは、今後の調査研究にむけた現段階での理論的検討が必要であるとの筆者の認識に基づく。本稿では、一方で人の移動を中心とするグローバル化のなかでトランスナショナリズムとコスモポリタニズムが注目され、他方で地域社会での外国人居住者の増大のなかで地域における多文化主義や間文化主義に注意が向けられてきたが、それらはグローカル化という視点を取ることで別々のものでないことが示されている。そうした諸概念の布置状況のなかで、グローカルな視点に立つ方法論的トランスナショナリズムが重要であるという点が、本稿では確認されて提唱されている。

キーワード: トランスナショナリズム, コスモポリタニズム, 多文化主義, 間文化主義, グローカル化

---

### はじめに——多文化主義の行方

2011年7月ノルウェーの小島で起こった銃乱射による大量殺人事件は衝撃的であった。それは集会に参加していた約70名の若者が死亡したからだけではない。日本にとって衝撃の所在は、当時32歳の犯人がヨーロッパの多文化社会を呪い、外国人労働者などを受け入れず多文化主義を政策としていない日本を称賛する言辞を発していた点にもある。だが、日本の現状も大きく変容しつつある。少子高齢化に対応すべく、正面からではなく、サイドド

アから日系南米人や外国人研修生（2010年からは外国人技能実習生）を招き入れ、バックドアからのイリーガルな滞在者も抱えこんでいる。日本でも多文化社会化状況は進行中である。そうしたなかで、銃の乱射事件は起こったのである。

カナダやオーストラリアと異なり、アメリカや西欧、北欧、そして南欧の国々は、多文化主義宣言をおこなったわけではないが、事実として多文化主義的な「寛容」を謳いあげて、外国人移住者（このなかには労働者だけでなく、アジアやアフリカからの国際養子も含まれる）を受け入れてきた。また、外国人差別・民族差別につながる「ヘイト・スピーチ」に関する規制も多くの国でなされている。しかしながら、この銃撃事件は起こった。

いま多文化主義は曲がり角に来ているといわれている。それはなぜなのか。もしそうだとすれば、どのような方向でこの問題に対処していけばいいのか。本稿はこうした問いに対する、現時点での思索の方向性の暫定的な整理であり、かつ今後の研究に向けた試論である。

あらかじめ本稿の視角を述べておこう。それは、方法論的ナショナリズム批判をベースにして、多文化主義の行き詰まりを打開する方向性を問うための、「グローバル」なスタンスの活性化という視角である。そのために本稿では、トランスナショナリズムとコスモポリタニズム、および多文化主義と間文化主義という考え方を取り上げて、それらの考え方を筆者なりに位置づける。なお、こうした作業はこれまでの社会と社会学を再検討する意味合いも持っている。本稿は理論研究とはいえ、筆者自身のこれまでの移民・移動者に関する調査研究（西原 2011a/b, 2012, 2013b/c, Nishihara & Shiba 2014, 西原・芝・小坂 2014）から見てきたことを念頭に置いて理論的・概念的な整理をおこないつつ、現代社会と現代社会学への一種の提言を含むような論述に努めたい。

## 1. 出発点としてのトランスナショナリズム

今日、人びとの国境を越える移動が際立つようになった。日本を例にとっても、2014年には来日外国人観光客数が1300万人を越え、外国人留学生も年間16万人余りとなり、国際結婚も年間4万組前後の数値を示している。ここで逐次数字を示すことは控えるが、これらの数値が1990年前後と比較して4倍程度の大幅な増加であることは念頭に置いておくべきだろう。ナショナルな境界を越える人びとの移動、すなわちトランスナショナルな移動は、これまで比較的閉ざされてきた国・日本も例外ではない形で進行している。

そうしたトランスナショナルな移動に関して、社会学や人類学などでは「トランスナショナリズム」研究という新たな研究領域が活性化している。したがって、今日においては国内外でかなりの著書・論文・翻訳が蓄積され始めている。社会学を例にとれば、トランスナショナルな視角に関しては、中央アメリカやカリブ海諸国を含む南北アメリカにおける移動の研究事例が一つの核をなして検討が進んでいる（cf. Smith and Guarnizo 1998, Portes and Rumbaut 2001=2014）。ただし、そうした研究を踏まえて、小井戸（2005）や樽本（2009）は、トランスナショナルな移動研究がトランスナショナリズムを標榜して既存の国家批判を含む形で進行することには疑義を呈している。その論拠は主に、トランスナショナリズムと

いう概念が分析用具として十分に鍛えられておらず、また今日でも重要な機能を有する国家や国境がもつ意味（国家の出入国管理のあり方を含む）が十分に射程に入れられていないという点にある。管見の限り、メインタイトルとして初めて「トランスナショナリズム」という語を掲げて著書を刊行したS. パートベックも、これまでの実証的な知見の整理に力を注ぎ、現状認識としては「多次元における多様性の進展，社会的複雑性の増加や移住者のトランスナショナリズムは、日常的なことあるいは少なくとも不可避なことであり、現代的な局面やグローバル化した社会の局面として幅広く認知されている」（Vertovec 2009: 158=2014: 222, ただし訳文は変更した）と述べるが、現在までのところ「さまざまな意味で移住者のトランスナショナルな実践が先導した」「グローバルなさまざまな相互連結の数々のプロセス」が「未来の姿」であるかどうかという点については「結論を出すにはまだ早すぎる」と述べるにとどまっている（Vertovec 2009: 163=2014: 228）。

さて、このようななかで、筆者としてはトランスナショナリズムを別稿において次のような3つに分類した（西原 2015a, 2015b：ただし一部の表記法は変えてある）。すなわち、①事実としてのトランスナショナリズム＝経験論的トランスナショナリズム、②研究視角としてのトランスナショナリズム＝方法論的トランスナショナリズム、そして③理想としてのトランスナショナリズム＝理念論的トランスナショナリズム、である。これらの分類は、一方の極に①として、実際に人びとがトランスナショナルに移動する「リアリティ」を位置づけ、他方の極に③として、国境を越える人びとの交流が望ましいものと捉える一種の理想型としての「イデアリティ」を位置づける試みであり、それらが「リアリティ」と「イデアリティ」を両極とする数直線をなすという考え方である。さまざまなトランスナショナリズム論は、その数直線上のどこかに位置づけられるであろう。それら①と③に対して、②の方法論的トランスナショナリズムは、そのような経験論的、理念論的なトランスナショナリズムを社会学において検討・探求する際にとられる視点としての方法論的な視角のことである。

とはいえ、この最後の方法論的トランスナショナリズムは、U. ベックが主張した「方法論的ナショナリズム批判」、すなわち社会学的研究を国家内の社会（国家内社会概念と筆者は名づけている）に限定しておこなうような視点（あるいはせいぜい、他の国家内社会との比較によって自国を位置づけようとする視点）によって、知らず知らずのうちに結果的に自分の所属する国家および国家内社会を優先するような一種のナショナリズムに陥ることへの批判を念頭に置いて考えられている<sup>1</sup>。

そしてより重要なことは、そのような方法論的トランスナショナリズムを採用することで、今までは例外として見られていたさまざまな社会現象が事実として、あるいは理念として、見えてくるという点である。筆者が論じてきた日本における外国人研修生／技能実習生（西原 2011a/b, 2012, 2013c）や、国際結婚移住者の二世世代あるいは国際養子当事者、あるいは留学生などの諸事例が示唆的である。それらにおいては、たとえば日本国家が強いる単一の国民アイデンティティのなかで複数のアイデンティティに悩むという存在だけではなく、少なくとも2つ以上のアイデンティティを超えるようないわば第3のアイデンティティ

を模索しようとする存在者の姿が見えてくるケースがある。具体的には、在日コリアンやコリアン・ディアスポラを論じている郭 (2013) の論考や国際養子の当事者たちの運動を観察して多重国籍に関する興味深い論点を提出している芝 (2013) の論考などに垣間見ることができ、一種のコスモポリタンの志向である。方法論的トランスナショナリズムに基づく検討は、こうしたコスモポリタンの志向の存在を照射してくれる。その意味でトランスナショナリズムの考察は、ナショナルなレベルでの検討だけでは見えてこない、すなわちあまりにも現実離れた、雲の上のような理念であるコスモポリタニズムが、意外にも近い存在として身近にある点を描いて見せる可能性を秘めている。しかしそれはもちろん一つの可能性に過ぎない。社会学におけるコスモポリタニズムは、とくに21世紀に入ってからようやく本格的に語られ始めた議論に過ぎない。そこでまずこのコスモポリタニズムに立ち入って考察を加えてみたいと思う。

## 2. コスモポリタニズム的志向——正義論の挑戦

哲学的には比較的よく知られているが、コスモポリタニズムの源流は、シノペのディオゲネスが、特定のポリスに所属しているのではなく、コスモポリスへの所属を表すコスモポリタンを標榜したあたりにあるとされている (Long 1964=1989)。そしてその思潮は、ストア派の哲学から中世・近代初期をへてI. カントの哲学へ、そして現代の哲学まで続いている (古賀 2014)。とはいえ、今日のコスモポリタニズムは、哲学・思想の領域では、J. ロールズの正義論に影響を受けた現代アメリカ哲学、カントの人格論や平和論に影響を受けた国際政治学、あるいは批判的地理学 (ここでは Harvey 2009=2013 が念頭に置かれている)、そして社会学におけるコスモポリタニズム (後述) として新たな展開を示している。ここではまず、現在の哲学におけるコスモポリタニズムに焦点を絞ってみたい。

哲学の領域でのコスモポリタニズムは、アメリカでの展開が注目できる。プラグマティズムの影響が大きかったアメリカの哲学界では、ロールズの『正義論』(初版は1971年刊行)の登場で様相を一変するようと思われる。それほどロールズの影響力は大きかったようだ。よく知られているように、ロールズは格差のある社会において自由と平等を成り立たせるための、いわば社会的「正義」の実現の原理 (〈正義の二原理〉) を考察した (Rawls 1999=2010: 84)。そして彼の到達した結論は次のように表現できる。すなわち、まず各人は基本的自由に対する平等の権利をもつべきであり、その基本的自由は、他の人びとの同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない。これが彼のいう「第一原理」である。しかしこれには、以下の二つの「第二原理」が続く。つまり、第一原理の基本的自由への平等が満たされない社会的・経済的不平等が認められるのは、次の二つの場合である。まず一つ目は、それらの不平等が最も不遇な立場にある人の利益を最大にするようにされる場合 (格差原理)、二つ目に、公正な機会の均等という条件のもとで職務や地位がすべての人に開かれている場合 (機会均等原理)、である。こうした正義の原理は、移住者たちにとっても妥当な民主的原理のように見える。

しかし、問題は少なくとも二つある。第一に、彼の正義論においては、各人の基本的自由が最大のポイントであり、それに対する平等な権利が語られている点である。そしてその自由を制限することで生じる不平等が第二原理で語られるとしても、機会均等原理は問題を内包している。たとえば入学試験のように、競争の機会は均等に開かれていても、受験する前の段階ですでに格差に基づく勉強機会の差異（ブルデュー風にいえば文化資本の差異）があることは十分に議論の射程に入っていない。第二に——本稿にとってはより重要な点であるが——ここでいう基本的自由に対する平等の権利をもつべき「各人」の範囲が不分明である。少なくとも『正義論』の段階でのロールズにおいては、「各人」とは（正規の）国民を指していると判断できる（後になってロールズはその範囲を多少修正・拡大した点から見て、少なくともここでは国民だけが想定されていたと考えられる）。この点に関しては、A. センも同様の批判をしている（Sen 2009=2011: 124）。ここにおいては、帰化していない移住者たちは含まれにくい。この点で格差は存続する。それゆえ、一見すると移住者たちにとって妥当に見える原理が、さまざまな具体的権利においては、十分に満たされない場合が想定される。ロールズの議論には、アメリカ国民的価値観、つまり国民の自由を最大限尊重する個人主義的な思想が見え隠れするように思われる。

なお、ロールズ以降、最大限の自由尊重を唱える「リバタリアン」が活躍する。それに対して行き過ぎた個人主義を批判・是正しようとする人びとは、個人よりもコミュニティの共同体的価値観を重んじるその主張によって「コミュニタリアン」と呼ばれた。そして1980年代、リバタリアン・コミュニタリアン間の論争が繰り広げられることになった。しかしながら、コミュニタリアンの思想も、「失われた徳を求めて」伝統回帰的になるのであれば、個人の側に大きく揺れた振り子を今度は共同体の方に揺り戻すだけで、「昔はよかった」式の一種のアナクロニズム（時代錯誤的な懐古主義）に陥る。リバタリアンとコミュニタリアンとの論争は、考察すべき問題の一つの所在を明らかにしたがるが、移民たちの置かれている状況に鋭く関与するものではない。

したがって1990年代以降は、こうした論争から、むしろ多文化論争とよばれる議論が生じてくる。多文化の共生をめざして「寛容」を論じる多文化主義者において、その代表的論客のひとり、W. キムリッカは1995年に『多文化時代の市民権』を著し、ケベック州を中心にフランス系住民の存在を念頭に、多文化主義的シティズンシップを唱えた（Kymlicka 1995=1998）。その批判の矛先は、共同体論者／コミュニタリアンたちが、その共同体の範囲を国民国家と容易に重ねてしまう点にもあった。キムリッカの主張は、そうではなく、いわば国家よりも下位の中間的なものへの忠誠に基づく多文化市民権という構想にあった。それはいわば、カナダの二言語政策、二文化政策という国家政策と符合するような議論であった。だが、そのような国家政策に活路を見いだすような議論は、トランスナショナルな事態に対して一体どこまで適切な射程をもつものなのだろうか。

この問いの視角からは、集合的アイデンティティを疑うリベラル多文化主義者やラディカル多文化主義者のように、国家の境界といった共同体的境界を流動化し、透過的なものとす

るといった主張が見えてくる(安達2014)。そしてそれは、既存の国民国家とその境界を、あるいは近代国民国家で自明視されている価値観それ自体を、あらためて問い直す方向性へと展開される射程をもつ。この点では、J.N. ソイサルの「ポスト・シチズンシップ」(Soysal 1994)やB.S. ターナーにおける身体の「傷つきやすさ」(vulnerability)に基礎を置いた「ヒューマン・ライツ」(Turner 2006)の発想などとも重なる。つまりそれは、近代国民国家を批判的にまなざす本稿の視線とも重なり合う。かくして、1980年代から90年代を中心に続いた先のリバタリアンとコミュニタリアンとの論争もまた、国家内社会での人間存在を自明視するドメスティックな議論であった。

だが、ロールズ正義論の伝統は、20世紀の90年代から21世紀に入って興味深い展開をみせた。それがM.C. ヌスバウムの新たな正義論の展開とT. ポッゲの登場である。ヌスバウムは、原著2006年刊行の『正義のフロンティア』で「ケイパビリティ・アプローチ」を標榜した(Nussbaum 2006)。ケイパビリティとはここでは人間の潜在能力のことであるが、この能力を最大限発揮できるような社会環境のあり方が求められたのである<sup>2</sup>。そこで彼女は、「変更可能」で「批判を踏まえたさらなる修正があること」を前提に、10項目にわたる「中心となる人間的ケイパビリティ」(the Central Human Capabilities)を示した(Nussbaum 2006: 76-78=2012: 90-92, Nussbaum 2011: 34f.)。それらをなるべく原典通りに(ただし括弧内は要点をまとめる形で)示せば、以下の通りである。1. 生命, 2. 身体の健康, 3. 身体の不可侵性, 4. 感覚・創造力・思考力, 5. 感情, 6. 実践理性, 7. 連帯(A. 他者との連帯, B. 尊厳ある存在者として扱われること), 8. 他の種との共生, 9. 遊び, 10. 自分の環境の管理(A. 政治的な管理, B. 物質的な管理), である。いうまでもなく、これらの最適形態での実現が目指されるのが、彼女のケイパビリティ論である。

筆者の視点からこのリストをさらにまとめるならば、ここで着目できるのは、次の4点である。①人間の生命・身体の「傷つきやすさ」を真っ先に挙げている点、②思考力だけでなく、感覚や想像力や感情を挙げている点、そして③他者との連帯のみならず他の種との共生を挙げている点、そして最後に④環境の管理の指摘である。これらを「実践理性」(「善の構想を形成し、かつ自らの人生の計画について批判的に省察することができること」というカント流の用語法を核として組み立てているのが彼女の特徴であろう。したがって、身体・感性・他者・環境の実践理性の遂行がヌスバウムの主張の核だといえよう。

ただし、一点だけ重要な点を補足しておきたい。それは他者の意味である。ヌスバウムのこの著書『正義のフロンティア』には、Disability, Nationality, Species Membershipという副題がついていた。日本語訳では、わかりやすさを優先させて「障害者・外国人・動物という境界を越えて」と巧みに訳されている。メンバーシップとして、障害のある人、ナショナルリティを異にする人、人間以外の種としての動植物・自然界の生き物に代表される他者との共生を目指すのがヌスバウムの狙いである。そこには単に「近代的」な、理性中心的で合理的な人間像や人間中心主義的なヒューマニズムを超える意図が見えてくる。とはいえ、ポストモダンの思潮とは大きく異なる点がある。それはあえて倫理の「大きな物語」を掲げ直

す点である。いいかえれば、そこでは脱構築ブームのあとの「解体=構築」(西原 1998)が目指されているかのようである。そしてそれは、「未完の近代」を批判して自由や平等といった近代の理想を掲げ直し、「コミュニケーション的理性」を説いた(後述の)ハーバーマスの発想とも大きく異なる。いずれにせよ、ヌスバウムの試みは上述のロールズの正義論から出発しながらも、一国内の理性的な健全者としての国民にだけしか着目していないかに見えた正義論を、マイノリティへの着目というパースペクティブのなかで大きく展開させる試みとなったのである<sup>3</sup>。ここでは、さまざまなマイノリティのうちでも、とくに「他者」とみなされる「外国人」に着目して、さらに補足をおこなっておこう。

この他者/外国人という文脈では、ポグゲの思考が重要である。ヌスバウムと同様にロールズに学びながらも、ポグゲは『世界の貧困と人権』(原著第2版)を2008年に著し、国境を越える財の再配分を提唱している。彼によれば、今日の世界の貧困の原因はかつての「劇的な征服と植民地化の時代にその大部分が形成された」(Pogge 2008: 209=2010: 311)もので、それに対して現在の先進国が配慮しなければならない。もちろんそれは先進国の後続世代が「回復義務」を負っているというのではなく、こうした歴史的な「根源的不平等が道徳的に非常に醜悪な歴史によってもたらされることは、許容されてはならない」(Pogge 2008: 209=2010: 312)と主張しているのである。さらに彼は、「新薬開発」に関しても言及し(Pogge 2008: 222-61=2010: 329-81)、特許を取得している高額な新薬に貧困層がアクセスする機会はきわめて限られていて、助かる命も助からない状況がある点を重視する。知的財産所有権といえは聞こえはいいが、HIV感染している貧困者に薬を提供することは、いわば新薬を開発するだけの科学の進んだ先進国が配慮すべきことではないかという発想である。要するに、植民地支配を遂行した先進の帝国主義的國家の過去の所業と、そのお蔭で現在の繁栄を謳歌している先進国の(世界的)体制が、世界の貧困と人権に大いに責任があると述べているのだ。いわばそれは、「二重の賠償責任」といってよいだろう。この原書の日本語翻訳のタイトルは、『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』というものであった。國家の境界を超越・越境して、外国の他者への義務を説くその発想は、グローバル時代の正義論から展開する「コスモポリタニズム」の一つの形であるといえよう。

では、政治学や社会学などの社会学者たちはどのようなコスモポリタニズムを構想しているのか、この点を、今度は主に社会科学の議論を整理する形で言及しておきたい<sup>4</sup>。

### 3. コスモポリタニズムの現代的な展開——社会科学の挑戦

現代の社会科学的なコスモポリタニズム論議はカントに由来するといっても過言ではない。カントはいわば中央集権的な世界國家は否定しているが、世界連邦のような形での緩やかな連合が「永遠平和のために」必要だと考えていた(Kant 1984[1795]=1985)。現代の社会思想家・社会学者も基本的にはこの路線に沿っているように思われる。

まず、フランクフルト学派第二世代のドイツの社会哲学者ハーバーマスを取り上げてみよう。彼は、1980年代には、アメリカの社会学者パーソンズの議論(AGIL図式)を彷彿と

させる形で市場と国家からなる「システム」と現象学出自の（公的・私的な）「生活世界」とを対比させたうえで、「システムによる生活世界の植民地化」を批判して「コミュニケーション的理性」に基づく「市民的公共圏」を展望していた。だが彼は、1990年代には『他者の受容』と題された著作で「カントの永遠平和の理念」を論じながら、「各国政府を拘束しうるものへと制度化」された「世界市民法」(Habermas 1996=2004: 207)の必要性を説いた。カントと同様に中央集権的な世界国家ではなく、同時にまたナショナリズムではないにせよ憲法に具体化されている普遍的価値への忠誠を説く「憲法パトリオティズム」という考えをもちながらも、そうした世界市民法の成立のポイントは、「国際法の集団の主体である国家を飛び越えて、個人に法主体としての地位を付与すること」、そして「自由で平等な世界市民の連合に構成資格を直接に根拠づけること」にあるとしている(Habermas 1996=2004: 207-8)。ようするに、こうした世界市民法を展望するハーバーマスの発想は、法制的コスモポリタニズムの一つとして数えることができるだろう<sup>5</sup>。

さらに、イギリスの政治学者D. ヘルドもまたこの法制的コスモポリタニズムの立場に立っているといえよう。ヘルド自らが自著の序文で語っているように、民主政とグローバル化とともに、コスモポリタニズムが彼にとっての「3つのキーターム」であり(Held 2010=2011), 「コスモポリタン社会民主政」(Held 2002=2003: 163)が彼の目指すべき方向性である。そしてそこでは、かなり具体的にそのあり方が法的・制度的に論じられている。すなわち、彼は「コスモポリタンな制度要件」として、法のコスモポリタニズム、政治のコスモポリタニズム、経済のコスモポリタニズム、環境との関わりを含めた文化のコスモポリタニズムといったように区別しながら(Held 2010: 103-12=2011: 78-85), 短期的な施策としてはA. センの主張と重なる「人間の安全保障理事会の創設」やトービン型課税などのグローバル市場の規制などから、長期の施策としては選挙によって選ばれる「民主的な国連第2議会」の構想や環境裁判所の設置などが提示されている(cf. Held 2010: 51f.=2011: 190)。ヘルドの試みは、政治学の法制的土壌でかなり具体的にヌスバウムの試みを提示する試みであるとも表現できよう。

では、社会学者はどうか。イギリスの社会学者G. デランティは2000年に刊行した『グローバル時代のシティズンシップ』において、法的、政治的、文化的、市民的なコスモポリタニズムを区別して論じながら、「コスモポリタンな挑戦」として国民国家を超える「コスモポリタン・シティズンシップ」を提唱していた。そこで彼は、国家を前提とするような「インターナショナリズム」や上からのグローバルな市民社会論を批判的に検討しつつ、「トランスナショナルなコミュニティ」や「脱ナショナリズム」を見据えて、「シティズンシップの基礎的基準は……出自ではなく居住」だとし、「コスモポリタニズムの新しい構想を構築するための基礎」を論じた(Delanty 2000=2004: 131)。それはちょうど、『帝国』を著したネグリらが、「政治的プログラムの第一の要素、第一の政治的要求」を「グローバルな市民権」とし、具体的な一步を「万人に居住証明書を！」という要求を掲げたフランスの未登録外国人のデモのシーンに見つ、このような要求は、「マルチチュードの生産と生に対す

る〈帝国〉の基本的な管理装置に挑みかかるものである限りにおいて、ラディカルなものである。空間に対する管理権を再領有し、こうして新しい地図作成術を構想するマルチチュードの力、それがグローバルな市民権なのである」(Hardt and Negri 2000: 400=2003: 497)とした視点と——法制的には——重なり合う面がある。

そしてデランティは、比較的最近の著作では、はっきりと「グローバル化への規範的批判としてのコスモポリタニズム」(Delanty 2009: 250)を意識したポスト主権国家の方向性で多文化主義を検討しつつ、同時に「ポスト西洋世界」における「間文化的な対話」(intercultural dialogue)を強調するようになる。近年、デランティは、コスモポリタニズムに関するこれまでの代表的論考を集成した著作(Delanty and Inglis 2011)や、この領域での現在の代表的論者を書き手とする分厚い国際ハンドブックも編集して(Delanty 2012)、精力的にコスモポリタニズムに関する議論を推し進めている。とくに後者で彼が主張しているのは、「批判的コスモポリタニズム論」(Delanty 2012: 38-46)として、コスモポリタニズムはコミュニティの否定ではないこと、さらにそれは西洋中心ではないこと、そしてそれは単なる同質化や混交ではないこと、などである。なお、この最後の点は、多様性の中での交流に基づく連帯や統合の新たな枠組みを見出すことを意図しており、そうした試みを社会学でも進めていくことが目指されているのである。

もちろん上記以外にも、コスモポリタニズムの議論にはまだまだ取り上げるべきものがあるが、紙幅の都合上、言及はここでとどめておかざるを得ない。しかしながら、筆者としては現段階でコスモポリタニズムの議論にただちに与するわけではない。それはEUが成立しているヨーロッパと、強烈な国家主権やナショナリズムがいまだに作用している北東アジアの現状を踏まえれば、ただちにコスモポリタニズムの議論に乗るわけにはいかないという思いがあるからだ。そしてさらに、まだまだ検討しておくべき課題として、上記の最後に示したデランティの議論にあるようなトランスナショナルなレベルでの「多文化主義」や「間文化主義」の議論を考察しておくべきだという判断があるからである。そこで次に、多文化主義に関する議論に論及しておきたい。

## 4. 多文化主義のゆくえ——間文化主義の挑戦

### 4-1. 多文化主義の現在

2006年3月、前年から始まった総務省「多文化共生の推進に関する研究会」は、報告書『地域における多文化共生の推進に向けて』を提出した。その「報告書」において「多文化共生」に関しては、「地域における多文化共生を『国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと』と定義」とされている<sup>6</sup>。グローバル化した社会状況をふまえて、このような多文化主義的な提言が(北東アジアでも)多く見られるようになった。では、ここであげられている「多文化」や「共生」は、本稿で筆者が提示している「方法論的トランスナショナリズム」とどういう関係にあるのか。「多文化主義」——「多文化共生」も同様に

——という、一見すると理想のように語られているスローガンは、そもそもの「多文化」や「文化」という語の定義から、現状、そして未来に向けた問題点も含んでいる。多文化主義とは何か、それはいかに変質しているのか、そして多文化主義はどこへ向かうのか、こうした論点を織り交ぜながら、多文化主義の現在を以下でみていきたい。

まず、もっとも妥当性をもちかつ簡潔な「多文化主義」の規定を掲げたい。それは、「多文化の共存を是とし文化の共存がもたらす積極面を肯定的に評価しようとする主張ないしは運動」(梶田 1996: 256) である。この規定は、多文化主義の「主義」的要素を明確に包含し、かつ主張ないしは運動という形で示したものだ。日本における多文化主義は、2001 年から始まった「外国人集住都市会議」に典型的なように、国家政策としてよりも、地方行政レベルで、しかもボランティアな形で一種の運動として進められてきた<sup>7</sup>。

諸外国の様子も見ていこう<sup>8</sup>。まずは南北アメリカ。アメリカやカナダは「入植者」や「移民」からなる国家といった性格上、「多文化」「多民族」は半ば自明視されてきた(とはいえ、他方がかつての奴隷制の存在や、その後の排日法案などのアジア人を含めた人種差別の存在は忘れるべきではない)。アメリカでは、19 世紀の終わりから 20 世紀初期にシカゴ学派社会学が議論の対象としたように、シカゴは「人種のるつぼ」と表現され、「同化」論が議論されていた。たとえば社会学者 G. H. ミードも大量の移民労働者の教育等に心をくだき、その相互行為論に研究を集中させていった(西原 2003 参照)。さらに、近年では、ヒスパニック系あるいはラティーノと呼ばれる、中南米からの移動民の問題が政治的問題ともなり、また母語教育/英語教育も大きな問題となっている。カナダは、1970 年代早々に当時の首相が「多文化主義」を宣言し、多文化社会を目指している。フランス語系住民の多いケベック州の独立問題を含めた多文化的政策も国民の関心事である。中南米諸国も、スペインおよびポルトガルによる植民地化を経て、さらに積極的な移民受け入れ政策によって、マルチ・エスニックな状況がある。そうしたなかでも、先住民系住民と白人系住民との間の格差・差別も、さらに中南米からの出移民も大きな問題になっている。

ヨーロッパにおいてはどうかであろうか。イギリスにおいては、20 世紀初頭には革命期ロシアを逃れたロシア人移民、20 世紀中盤からは旧大英帝国領域内の、たとえばカリブ海地域やインド圏からの大量の移民、さらには 2004 年のロンドンでの爆破事件とその後のイスラム系住民への対応の問題、そして近年では激動を経た東欧諸国からの移入問題もクローズアップされている。さらにドイツでは、トルコ系移住労働者が問題となり、ネオナチによる排斥運動などが起きていることはよく知られている。またフランスでも、イスラム系女性(ムスリマ)のスカーフ問題や北アフリカ・マグレブ三国からの移民を中心とする(暴動を含めた)出来事、さらにイスラム急進派信奉者によるパリの新聞社への襲撃事件も起きた。そして、オーストリアと同様に、移民排斥を声高にさげぶ「極右政党」が国政選挙において少なからぬ得票数を獲得するような状況になっている。他方、イタリアは、かつては移民の送出国であったが、近年は大量の移民の受入国となっており、スペインやギリシャと同様、移民政策が政治的課題ともなっている。

アジア太平洋地域はどうか。東南アジアを含む東アジアでは、「多民族国家」が多く、事実上、居住者に対する「多文化主義」が実践されている。それは、シンガポールのような多民族国家から、名目上にせよ、あるいは部分的にせよ、多文化・多民族の統合を謳う中国（56の民族からなるとされ、その優遇策も分離独立運動もあるとされている）、さらにベトナム・タイなどの国家や、少数とはいえいわゆる山岳民族を含む13の民族がいるとされる台湾など、「単一民族神話」のある日本を一応除いて、どこの国でも多文化的状況が存在している。1898年にアメリカ合衆国の一部となったハワイもまた、中国・日本・ポルトガル・朝鮮・フィリピンなど多数の国からの移民からなるマルチ・エスニックな社会である。

さらに、多文化主義を考える際にしばしば引き合いに出されるオーストラリアのケースは少し詳しく見てみたい。オーストラリアは、1970年代前半から、それまでの白豪主義（white Australia policy）を放棄し、多文化主義を国家政策とする方針を打ち出して実施し始めた。それはカナダの多文化主義と共通点も少なくない。とはいえ、それまで「白人」だけを受け入れて、先住民（アボリジニ）を押しつけて建国し発展してきたオーストラリアにとって、これは大きな転換点であった。そしてその転換の際には、「福祉主義的」あるいは「人道主義的」な見地が強調された。もちろんそこには、メルボルンの国立博物館に再現されているが、1960年代のアボリジニたちの公民権運動による自由かつ平等の要求運動（たとえば公民権を求めて主要都市をバスで巡って運動した「フリーダム・ライド」運動）も影響を与えたと推測される。さらにいえば、1975年ごろから本格化するベトナム難民のオーストラリア漂着という問題も重なり、オーストラリアの福祉的・人道的な多文化主義は定着したかに見えた。

しかしながら、オーストラリアでは近年、移民を選別する政策がとられ、高度専門職・技術者だけが入国しやすくなる仕組みを採用し、他方でインド系住民に対する「カレー・パッシング」という言葉で表現されるような移民排斥傾向も高まりを見せ始めている。同時に、オーストラリア政府は、イギリス政府と同様に、移住希望者たちに国家への忠誠を約束させる政策を取り始めている。明らかに、オーストラリアの移民政策は、「国家主義的」かつ「経済主義的」な方向性が明確になってきている。

このようにオーストラリアの多文化主義は、福祉主義的多文化主義から経済主義的多文化主義へと変質したと指摘されてきた。そしていまやこの多文化主義は、国民国家統合の理念としてのみ存在すると揶揄する人もいる。「人権」か「管理」かという論点も、いまやオーストラリアにおいて問われていると言ってもよい。多文化主義への視点として、塩原良和は、リベラル派は寛容・調和・多様性の承認を説き、保守派は社会の分断を批判し、そしていわばラディカル派は社会的不平等の黙認やマイノリティの権利の否定を批判すると指摘している（塩原2010参照）。2000年シドニーオリンピックでは、アボリジニの人びとを前面に出したシンボリックな多文化主義は、しかしながら現在このような問題を抱えているのである。

## 4-2. 多文化主義への批判

すでに少なからぬ論者によって（たとえば関根 2000）、多文化主義の抱える問題点は指摘されてきている。ここでは、主要なものとして3つの現実的問題点に簡潔に触れたあとで、より根底的な問題点に言及しておきたい。

第一に「タコソボ化問題」。せっかく多文化主義政策を採用したのに、流入してきた移動民は、容易には既存の社会に「同化」せず、逆に移動民たちだけのコミュニティを形成して分離・分断され「タコソボ化」（「ゲッター化」）するという問題点。それは、「共生」ではなくコミュニティ間での交流を伴わない「分生」だとも指摘される論点である。それが不可避の現実だとするならば、多文化主義は理想でしかなかったと批判的に考える人びとが出てくる理由も理解できるといえるだろう。第二に「コスト問題」。政治経済的にも、多文化主義は困難を抱え込む。それが、多文化主義政策を実施する際にかかるコストの増大という問題点である。経済主義的に変質した多文化主義は、自国の経済発展に有益な者のみを積極的に受け入れ（「国益」）、そうでない「他文化」の人びとを排除しがちとなる。そうした経済的コストという点では、「異文化」集団の流入やその存在感の増大に伴う先住民や移民たちの「利益・権利の主張」の高まりのなかで、彼ら・彼女らの擁護のためのコスト増に直面する。身近なところでは、さまざまな案内表示の多言語化といった問題から、彼ら・彼女らの生活保障といった福祉的な面が例として挙げられるであろう。第三に「逆差別問題」。こうしたことから移民受け入れ側においても「逆差別感」ともいうべき反動が生じることが理解可能となる。それは、一般にブルーカラー層・下層ホワイトカラー層に多いといわれるが、経済不況や失業問題などが絡みつつ、新たなナショナリズムの生成あるいは再構築へ向かう傾向が生じやすい。先に挙げた、オーストラリアにおけるカレー・バッシング、それ以外にも、ドイツのネオナチ台頭、ルペンが率いるフランスの国民戦線への熱狂的な支持や、日本における「新しい歴史教科書をつくる会」や「在特会」（「在日特権を許さない市民の会」）のようなナショナリズムも、他の要因も絡みながらではあるが、一定の注目を受けるような事態となっている。それは本稿冒頭でふれたノルウェーの銃乱射事件のような「外国人排除」という形で、多文化主義がやり玉に上がり、ナショナリズムが称揚されるという現実政治に見られる形態である。

だが、こうした現実的問題と絡みながらも、そもそもの多文化主義それ自体にも、次のような絡み合う論点を伴った根底的な問題点がある。まずもって多文化主義の第一の根底的／原理的な批判は、それが標榜する多文化のもつ「文化」の諸相・多義性・多層性を無視しがちであることにある<sup>9</sup>。それは「文化」だけにいわばフェティッシュに着目することで、文化現象を一面化・類型化・物象化することに通じる<sup>10</sup>。この点がなぜ問題なのか。そこには、潜在のおよび顕在的な問題点がある。

潜在的には、文化の諸相・多義性・多層性を問わずに議論することは次の帰結に至る。すなわち、多文化主義や多文化共生の現場では、たとえば言語や食べ物（の嗜好や調理法など）の「差異性」などを認め合うことは出発点ではあるが、そのことで、差異の関係のなか

から見えてくる「同一性」、いいかえれば、いずれにせよ言語を用い、食べ物を摂取するという「共通性」は見えにくくなる。つまり、普遍共通文化については、あるいは特定個別的な集合文化それ自体を共通に持つことについては、言及され難いものとなる。このことは、次の多文化主義の顕在的な問題点とはコインの裏と表の関係にある。すなわち顕在的には、多文化主義の目下の最大の問題点——と筆者には思えるのだが——は、文化の特定の相である「国民文化」という文化の一面を偏重する点にある。多文化主義は、「国民文化」を既定のもの、固定的なものとして捉え、その普遍性・不変性を前提にして多文化を語る傾向となりがちだ。だが、文化は歴史的に変わりうるし、世代的にも変化するだけでなく、地域的にも階層的にも、さらには個体的にも差異をもつ。

文化は、たとえばメキシコにおける16世紀以降のメスティーソ（スペイン人と先住民との結婚によるハイブリッドな）文化の形成といった歴史的事例から、仮に同一文化圏に生まれたとしても個人によってその文化の取得状況は異なるという細部の差異の事例に至るまで、多種多様・多層的でかつ変化するものである。文化を「特定国民文化」レベルで語るのは、一種の物象化であり、一種の文化本質主義である。そしてなによりもそれは、いまは目立たないマイナーな文化実践を、あるいは今後生まれるかもしれない新しい文化実践を抑圧する装置に転じる恐れもある。文化を仮に精神文化と物質文化に分けるにせよ、精神文化と行動文化に分けるにせよ、文化の多義性と多層性などに配慮しない文化論は虚妄である。そして、文化は地域的、世代的、階層的、ジェンダー的……でもあるという社会学的視点も重要である。そうした差異のなかでの交流から、新たな文化の生成・創新が生じる可能性があるからだ。

以上、これまでにタコツボ化問題、コスト問題、逆差別問題といった現実的な批判点から、文化の物象化のもとコインの両面である文化的差異偏重および特定文化偏重、とくに国民文化偏重といったより根底的／原理的な批判点まで多文化主義批判をみてきた。最後に、政治思想的には以上よりも「よりラディカルな多文化主義批判」にもふれておこう。

G. ハージはその著作において、結局のところ多文化主義は、白人権力の強化にすぎないとか、形を変えた同化主義の温存にすぎないと述べて痛烈に批判する（Hage 1998）。近年のオーストラリアやイギリスにおける国家への忠誠をもとめる動きは、同化を強制するものとして捉えられ、しかもその同化は、これらの国においては、白人権力の強化のためであると批判されるのである。この批判は、「白人権力」以外の他の国々、たとえば中国や日本などにおける権力状況にも場合に依りて当てはまる射程をもつ議論であって、白人に焦点化したハージの主張に即座に同意することはできないとしても、時の支配権力による多文化主義「政策」がこうした側面をもつことまでは確実にいえるであろう。その意味で、ハージの問題提起は大いに傾聴に値する部分があると筆者は考えている。

#### 4-3. 多文化主義を超える道——間文化的な対話という道

そこで、最近では、多文化主義（multiculturalism）をその内部から乗り越えていこうと

して、間文化的な対話 (intercultural dialogue) を重視する間文化主義 (interculturalism) という視点が出始めている。そのわかりやすい例が、2008年に欧州評議会から出された『間文化的な対話に関する白書：尊厳ある平等としての共生』(White Paper on Intercultural Dialogue: “Living Together as Equals in Dignity”)である。そこでは、文化の多様性 (diversity) の民主的ガバナンスとして、間文化的な対話を促進するための5つの政策が提起されている。それらは、多様性の尊重、人権の尊重、市民参加、多言語教育、対話の場 (space) の創出である。さらに、メアラ (Meer and Modood 2011) は、間文化主義と多文化主義を比較しながら、間文化主義のメリットを次のように述べている (cf. Cantle 2012: 142)。

第一に、共存 (coexistence) よりも優れたものとして、間文化主義は多文化主義よりも相互行為や対話とよりよく関わり合うと思われる。第二に、間文化主義は、多文化主義よりもより「タコツボ化」(groupist) が少なく、全体のまとまり (synthesis) を生じやすいと思われる。第三に、間文化主義は、社会的凝集やナショナルなシティズンシップといった点から見て、より強い意味合いの全体性に一層関与できるものである。最後に、多文化主義が非リベラルで相対主義的であるのに対して、間文化主義は(間文化的な対話の過程の一部として) 非リベラルな文化実践への批判に向かいやすくなっている。(Meer and Modood 2011: 176)

これは、間文化主義を掲げて多文化主義の問題点を「対話」という視点から乗り越えていくとする努力だといえよう。多文化主義の行き詰まりを、それがもともと志向していた「対話」に焦点化して再活性化しようという試みが間文化主義だということもできる。間文化的対話は、文化間交流の問題として教育現場では切実な問題であって、実践的にも理論的にも検討が進み始めている(実践的なものとしては、たとえば坪谷・小林 2013 参照)。日本においても共生の現場を歩いていると、こうした間文化的な対話の実践にしばしば出会うことがある。

すでに別稿で記したことだが (Nishihara and Shiba 2014, 西原・芝・小坂 2014)、宮城県の登米市には、国際結婚した日本人夫側のグループである「多文化ファミリーとめ」というグループがあり、そのサポートのもとで外国人妻たちが、フィリピン出身、中国出身などといった垣根を越えて、毎週の日本語学習とともにしばしば交流会も開いている。リーダーの日本人夫が語った「男性側も変わらなくては」という言葉が印象的であった。近くの南三陸町でも、早い段階で来日していたフィリピン人国際結婚移住者が——自らの自宅が津波で流されたにもかかわらず——大震災後にフィリピン系や中国系の国際結婚移住者を対象に、ヘルパー資格取得も目指したボランティアの教室が開かれていた。また石巻でも、韓国系の国際結婚移住者がNPOを立ち上げて、さまざまな国籍の移住者が対話しうる集会所も建設し、活用されている。また石巻には、ロンドンに在住していた日本人女性が大震災の報に接

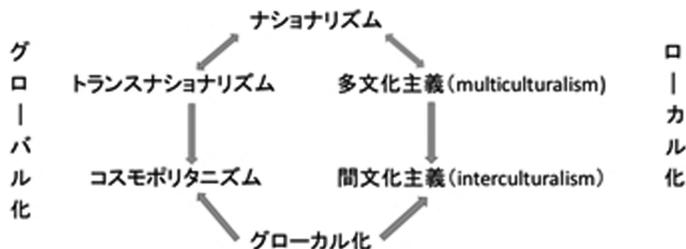
して急遽帰国し、石巻に住み込んで欧米系の人びとのボランティア活動をコーディネートし、さらに現在は小さな喫茶店風のお店を開き、人びとが集う場を提供している事例もあった。

こうした諸事例からは、たくさんのことを学べるが、なかでも筆者が着目したのは、人びとをトランスナショナルに連結・接合する「媒介者」の存在であった。外国にルーツをもつ人びとに共振・共感し、共苦と共歓をともにしつつ、トランスナショナルな関係を築きあげる「共振者=媒介者」とも表現できる。その共振者に媒介されたローカルな地域でのトランスナショナルな対話の実践は、ローカルとグローバルとが絡み合う、まさに「グローカル」な試みであると同時に、相互行為（interaction）の場を確保しつつなされる間文化的（intercultural）な対話に基づく相互主観的（intersubjective）な実践である。そうした人びとの実践は、interculturalism という言葉を知らずに、「下から」経験的な事実として実践を積み重ねているのである。

間文化主義は、エスニック・グループが交渉のないままに分離し「タコツボ化」して行き詰まりを見せている多文化主義に風穴を開ける試みである。そこに、今後への一つの可能性を見るとともに、これからもさらなる可能性を追求する越境実践として着目し、問われ続ける必要があるだろう。ただし、その可能性を拡げるためには、理念論的なトランスナショナリズムやコスモポリタニズム的な発想のさらなる展開もまた求められる。逆にいえば、間文化主義がもし地域社会や国内社会の統合のためだけに志向されるならば、ナショナルな思考の枠は超えられないという問題が残るだろう。それゆえ、トランスナショナリズム／コスモポリタニズムのさらなる検討がここでも求められることとなる。

## 5. 結びに代えて——トランスナショナリズムの可能性

トランスナショナリズムがナショナリズムを超えてくのは、一方でローカルな視野で多文化主義から間文化主義へ、他方でグローバルな視野でトランスナショナリズムからコスモポリタニズムへという二つの方向をとりあえず区別することが可能である。ただし、それらは別々のものではない。それらは、いわば車の両輪のようなものである。そしてそれらは、「グローカル」な視点を取ることによってはじめて結びつくし、実際にすでに部分的には結びついている。



図：本稿の諸概念の連関図

ただし、理論的には、一足跳びに遠くまで行ってしまふような見解にはただちに従うことはできないだろう。それはむしろ現実的ではない。実際に他国で生活を営む移動者たちの日常的生活世界からは乖離してしまう恐れがある。国家対立が存在する現状において、かつ国家的な現実的政策が求められている場では、絵に描いた餅にすぎなくなる。苦悩する移動者たちを顧慮した、いわば短期的、中期的、そして長期的なヴィジョンが求められるゆえんである。短期的なものは、当座の政策変更を求める。ただしその背後には、社会創新の中長期的なヴィジョンが必要だ。

とはいえ、特権的な国民国家に対して、今日では事実として国家の頭上（国連など）、国家の外部、国家の下部（外国人移住者たち）が重要なことには留意しておくべきだろう。その点で、近代国民国家のあり方そのものの再検討が求められている。そこで、近代国民国家と深く関わる多文化主義それ自体をその内部から超脱していくためには、今後とも多文化の内実をさらにきちんと捉えなおしつつ、同時になお目指すべき理念・理想（＝理念理論）を問い続けることを促すような方向性が求められているのである。

結びの代わりとして最後に、ここで再度、ベックの方法論的ナショナリズム批判について触れておこう。ベックはまず経済を中心とするグローバル化と区別して、人びとがグローバル時代に「コスモポリタン化」していることを指摘している。そしてこの指摘は、前述のような彼の「方法論的ナショナリズム」批判と深く関係している。筆者もしばしば引用しているが（西原 2013a など）、ベックは「システムと生活世界の分離」を説くハーバーマスとは異なって、「個人の状況はシステムと生活世界の双方の領域にまたがる形で位置している」と述べ、「個々人の人生は、ますますその直接的な生活圏から解き放たれ」、「国境を越え、専門家の境界を超えて存在する抽象的な道徳に身をさらすようになる」と述べる。だが、「個々人の人生はすでに世界社会に対して開かれて」おり、「さらに世界社会（Weltgesellschaft）は、個々人の人生の一部である」にもかかわらず、「政府は（依然として）国民国家の枠組みのなかで行為する」（Beck, 1986: 219=1998: 269-270）。

このような認識のもとでベックは、「伝統的な学問による検討だけでは古い思想の殻を打ち破ることはできない。……代表性 [≒客観性・実証性：引用者の注] を重視する論述は過去の忠実な再現でしかない」と述べ、「私の論述は…（中略）…未だなお支配的である過去と対照することにより、今日すでにその輪郭をみせている未来を視野の内に据えることを追求するものである」（Beck 1986: 12=1998: 8）と述べた。これはまさしく、これまでの国内社会だけを対象としてきた伝統的な社会学に対する批判であることも間違いない。だが、こう述べていたベックはつい先日（2015年元旦）に心臓発作で急逝してしまった（享年70歳）。彼との交流の機会を何回か持つことができた筆者としては、O. E. ライトのいうような「リアル・ユートピア」（十全な形ではどこにもないユートピアだが、その片鱗・輪郭はリアルなものとなりつつある実践や思考）を探しながら、ベックの越境する思考と実践をさらに「グローカル」に進める必要があると考えている。

本稿は、トランスナショナリズム論の整理から始め、コスモポリタニズムの展開を正義論

と社会学の視点から確認しつつ、困難を抱えつつある多文化主義を内側から乗り越える間文化主義に論及して、トランスナショナリズムの可能性を論じてきた。そして本稿では、「越境する」という言葉を題名に含ませたが、それは二重の意味での越境である。すなわち、国境を越えることと、専門分野を超えること、である。筆者が専攻する社会学においても、この二重の意味での越境・超越が、トランスナショナリズムだけでなく、コスモポリタニズムや間文化主義の理論化の際にも求められている。21世紀を生きる我々社会学者としては、そうした探求を「open-endless」(ヌスバウム)な理念・規範の現実性と必要性の要請として、今後とも問い続けるべき課題を負っているのである。

## 注

- (1) 階級論、あるいは国家権力を頂点とする権力論などのこれまでの社会学的研究は、国家内部の社会だけを想定しがちであったというのがベックの指摘である (Beck 2002 参照)。
- (2) ヌスバウムのケイパビリティ論が、一時期ともに研究活動をおこなった A. センに影響を受けたものであることは明らかである。この点に関しては、たとえば Sen 2009 を参照。
- (3) こうしたヌスバウムのマイノリティへのまなざしを含むコスモポリタニズム的志向は、ナショナリスティックな愛国心の問題と対立するかのように見える。しかし彼女は、愛国心それ自体を否定してはならず、むしろそれを越えた階層的ないしは同心円的な正義の拡がりを主張することで、この問題を乗り越えようとしているように思われる。そしてその拡がりを最終的に支えるのは人文学的な想像力である。この問題に関しては、Cohen 1996 所収のヌスバウムの二論考から近年の Nussbaum 2010 での展開を参照願いたい。
- (4) なお、正義論との関係でのこの方面の日本の業績としては、押村 (2008)、井上 (2012) が、社会学でのコスモポリタニズムを論じた論考には、鈴木 (2014) があることを書き添えておく。
- (5) だが、こうした発想は、法的拘束力はないが実はすでに 1948 年に国際連合総会で採択された「世界人権宣言」に基づき、この宣言採択後 18 年間にわたって議論を重ねて 1966 年の国連総会で採択され 1976 年発効した「国際人権規約」の自由権規約と呼ばれる B 規約 = 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ちなみに A 規約は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」で社会権規約と呼ばれている) の「第 1 選択議定書」に見られるものである。すなわち、それは「市民的政治的諸権利に関する選択議定書」と名付けられ、B 規約に規定された権利侵害が生じた場合には、国連が個人の通報を受理・審議することができる手続きについて定めたものである。通常それは、「個人通報制度」と呼ばれている (なおその後、死刑廃止を柱とする「第 2 選択議定書」が定められた。日本は 1979 年に A 規約・B 規約ともに批准しているが、選択議定書については第 1・第 2 ともに批准していない)。
- (6) なお、多文化共生は、韓国では「多文化相生」と呼ばれること、また中国でも「共生」が語られるが、それは国内諸民族間の「共生」としてしばしば語られることを付け加えておこう。
- (7) たとえば、外国人集住都市会議は、2014 年度ははじめの時点で 26 の都市が参加している。(その詳細に関しては、つぎの URL を参照。http://www.shujutoshi.jp/)

(8) 以下の記述は、文献を挙げるとなると膨大になるので割愛する。ただし、一部は樽本 (2009, 2012) や塩原 (2010) や安達 (2013) を参考にしている。

(9) 文化をまず、E. カッシーラーのいうように「象徴を操る動物」であり、「過剰な」言語をもつヒトに特有なものだと考えてみよう。この論点は、「種別共通文化」として取り出しておくことができる (そうすると、道具を使ってバナナを取ったり、芋を海水で洗って塩味にして食べたりするなどの行動をする類人猿的「知恵」(「類人猿の知恵試験」) は、文化と非文化の境界線上にあることになる)。

そして、ヒトとしての種にとって、身体的なレベルでは、「普遍共通文化」がある。食物を煮る、焼く、蒸すなどして好んで摂取する性向は、人間の身体組織とも深く関連し、人間身体に普遍的に共通である。

そうした身体は、個体としての誕生と死で区切られた個体としての個的生を生き抜く。そしてその個的生は、他と区別できる身体的個性を有し、他と区別される行動特性をもった個的文化を形成する。

とはいえ、この個的生は元来、他者から生じ、他者によって支えられる。すなわち、それは一定の集合体のなかでのみ生起する。文化面からいえば、それは一定の時代背景のもとにある特定集合文化のなかで生成する。その「特定集合文化」の主なものは、特定の時代文化を背景にした現代社会においては、特定地域文化・特定団体文化・特定企業文化・特定世代文化・特定階層文化・特定ジェンダー文化などと例示できる。

さらにこれらの文化とは別に、「特定国民文化」(たとえば日本文化やイギリス文化など) と、より広範囲の特定広域文化 (東アジア文化、照葉樹林文化、稲作文化など) とが区別できる。以上の「文化」にも、「特定」という言葉が付されている。要するに「普遍共通文化」に対する「特定個別文化」である。

それゆえ、最後に挙げるべきは、「普遍個別文化」である。これは、地球レベルで、現代の人間状況に普遍的な文化面を強調し、かつ同時に文化の個別面も考慮した一種の理想型、つまり目指すべき理念であろう。ここでは、M. ヴェーバーのいうような「理念型」的思考のレベルでのきわめて簡潔な説明にとどめざるを得ないが、個別的存在であるという点での普遍性をも認識し、個別性を普遍的に承認する文化の相を含めて、最低限こうした文化の諸相を顧慮せずには、コスモポリタンな多文化主義を語ることはできない (西原 2010a, 2015b 参照)。

なお、「多文化」においては(「多民族」も同様だが)、どこに差異・区別の境界線を引いて文化や民族を一つの界として区別するのかという問題がある。主観的には一定程度の境界づけが可能であるにせよ (またその探究が社会学的な課題の一つではあれ)、客観的には「下位単位の区分基準の不明確さ」は明らかである。そもそも「文化」を共同主観性 (後注(10)参照) として文化本質主義的に固定的・物象的に捉える問題性がここにも示されているのである。

(10) 物象化に関しては、とりあえず廣松 (1986, 1992) を参照されたい。(後期の) 廣松物象化論においては、相互行為からなる社会関係が物象的な関係として立ち現れることが要諦となる。ここでは詳述する紙幅はないが、筆者はすでに、相互行為的な「相互主観性」が物象化して「共同主

観性」へと至るプロセスを「間主観性」論として展開したことを記しておく（西原 2010a 参照）。

## 参考文献

- 安達智史, 2013, 『リベラル・ナショナリズムと多文化主義——イギリスの社会統合とムスリム』 勁草書房。
- ATTAC 編 [杉村昌昭訳], 2001, 『反グローバリゼーション民衆運動』 つげ書房新社。
- Beck, U., 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (U. ベック [東廉・伊藤美登里訳] 『危険社会——新しい近代への道』 法政大学出版局, 1998)
- Beck, U., 2002, The Cosmopolitan Society and its Enemies, *Theory, Culture & Society*, 19(1/2), pp. 17-49.
- ベック, U., 2011, 「第二の近代の多様性とコスモポリタンの構想」 U. ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里 編 『リスク社会化する日本社会』 岩波書店。
- Cantle, T., 2012, *Interculturalism*, Basingstoke: Palgrave and Macmillan.
- Castles, S. and Miller, M.J., 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World* (Forth Edition), Basingstoke: Palgrave and Macmillan. (S. カースルズ・M.J. ミラー [関根政美・関根薫訳] 『国際移民の時代』 名古屋大学出版会, 2011)
- Cohen, J. ed., 1996, *For Love of Country: Debating the Limits of Patriotism*, Boston: Beacon Press. (M.C. ヌスパウム 「愛国主義とコスモポリタニズム」 「返答」 マーサ・C・ヌスパウム他 [辰巳伸知・能川元一訳] 『国を愛するということ——愛国主義の限界をめぐる論争』 人文書院, 2000)
- Council of Europe, 2008, *White Paper on Intercultural Dialogue: Living together as Equals in Dignity*, Strasbourg: Council of Europe Publishing.
- Crossley, N., 2002, *Making Sense of Social Movement*, Buckingham: Open University Press. (N. クロスリー [西原和久・郭基煥・阿部純一郎訳] 『社会運動とは何か』 新泉社, 2009)
- Delanty, G., 2000, *Citizenship in a Global Age*, Buckingham: Open University Press. (G. デランティ [佐藤康行訳] 『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平』 日本経済評論社, 2004)
- Delanty, G., 2009, *The Cosmopolitan Imagination: The Renewal of Critical Social Theory*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Delanty, G. (ed.), 2012, *Routledge Handbook of Cosmopolitanism Studies*, London: Routledge.
- Delanty, G and Inglis, D. (eds.), 2011, *Cosmopolitanism I~IV*, London: Routledge.
- Habermas, J. 1996, *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (J. ハーバーマス [高野昌行訳] 『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』 法政大学出版局, 2004)
- Hage, G., 1998, *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*, Sydney: Pluto Press. (G. ハージ [保莉実・塩原良和訳] 『ホワイト・ネイション——ネオ・ナショナリズム批

- 判』平凡社, 2003)
- Hardt, M. and Negri, A., 2000, *Empire*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (M. ハート・A. ネグリ [水島一憲ほか訳] 『帝国——グローバル化と世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社, 2003)
- Harvey, D., 2009, *Cosmopolitanism and the Geographies of Freedom*, New York: Columbia University Press. (D. ハーヴェイ [大屋定晴ほか訳] 『コスモポリタニズム——自由と変革の地理学』作品社, 2013)
- Held, D., 1995, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Cambridge: Polity (D. ヘルド [佐々木寛ほか訳] 『デモクラシーと世界秩序——地球市民の政治学』NTT 出版, 2002)
- Held, D., 2010, *Cosmopolitanism: Ideals and Realities*, Cambridge: Polity. (D. ヘルド [中谷義和訳] 『コスモポリタニズム——民主政の再構築』法律文化社, 2011)
- Held, D. and McGrew, A., 2002, *Globalization/Anti-Globalization*, Cambridge: Polity. (D. ヘルド [中谷義和・柳原克行訳] 『グローバル化と反グローバル化』日本経済評論社, 2003)
- 井上達夫, 2012, 『世界正義論』筑摩書房。
- 郭基煥, 2013, 「韓国とポストコロニアル」西原和久・保坂稔編『増補改訂版 グローバル化時代の新しい社会学』新泉社, 120-124 頁。
- Kant, I., 1984[1795], *Zum ewigen Frieden*, Stuttgart: Reclam. (I. カント [宇都宮芳明訳] 『永遠平和のために』岩波書店, 1985)
- Kymlicka, W., 1995, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Oxford University Press. (W. キムリッカ [角田猛之・石山文彦・山崎康仁訳] 『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房, 1998)
- 廣松渉, 1986, 『物象化論の構図』岩波書店。
- 廣松渉, 1992, 『哲学の越境——行為論の領野へ』勁草書房。
- 梶田孝道, 1996, 『国際社会学のパーспекティブ』東京大学出版会。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 近畿弁護士会連合会人権擁護委員会国際人権部会大阪弁護士会選択議定書批准推進協議会編, 2012, 『国際人権条約と個人通報制度』日本評論社。
- 小井戸彰宏, 2005, 「グローバル化と越境的社会空間の編成」『社会学評論』第 56 卷第 2 号, 381-398 頁。
- 古賀敬太, 2014, 『コスモポリタニズムの挑戦——その思想史的考察』風行社
- Long, H. S., 1964, *Diogenes Laertii Vitae Philophorum*, 2 vols, Oxford Classical Texts. (D. ラゲルティオス [加来彰俊訳] 『ギリシャ哲学者列伝 (中)』岩波書店, 1989)
- Meer, N. and Modood, T., 2011, How does Interculturalism Contrast with Multiculturalism?, *Journal of Intercultural Studies*, 33(2), pp. 175-196.
- 西原和久, 1998, 『意味の社会学——現象学的社会学の冒険』弘文堂。

- 西原和久, 2003, 『自己と社会——現象学の社会理論と〈発生社会学〉』新泉社。
- 西原和久, 2010a, 『間主観性の社会学理論——国家を超える社会の可能性[I]』新泉社。
- 西原和久, 2010b, 「21世紀社会学の課題」西原和久・油井清光編『現代人の社会学入門—グローバル化時代の生活世界』有斐閣, 261-278頁。
- 西原和久, 2011a, 「グローバル化・移動・社会学実践」『書齋の窓』No. 604, 有斐閣, 48-53頁。
- 西原和久, 2011b, 「越境する人びと——八ヶ岳東南麓の外国人農業研修生」『コロキウム：現代社会学理論・新地平』第6号, 新泉社, 90-110頁。
- 西原和久, 2012, 「東日本大震災と外国人居住者の問題」『コロキウム：現代社会学理論・新地平』第7号, 新泉社, 62-84頁。
- 西原和久, 2013a, 「社会学理論の現在から未来へ——理論研究におけるトランスナショナリズムの意味」『現代社会学理論研究』第7号, 日本社会学理論学会, 122-134頁。
- 西原和久, 2013b, 「全球化时代的日本地震灾害与共生问题研究——在日中国女性劳动者的案例研究与“跨国主义方法论”」陳立行他編『地震・救援・重建的中日比較研究』吉林史文出版社, 152-171頁。
- 西原和久, 2013c, 「東日本大震災とマイノリティ——トランスナショナルな生活者の視線から」『学術の動向』第18巻第11号, 48-52頁。
- Nishihara, K., 2013, Phenomenological Sociology in Japan and its Significance for Contemporary Social Research, in Elliott, A. et al. ed. *Contemporary Japanese Social Theory: From Individualization to Globalization in Japan today*, London: Routledge, pp. 20-35.
- 西原和久, 2015a, 「トランスナショナリズムと社会のイノベーション——移動と共生の時代を問う21世紀社会論へのプロレゴメナ」『社会イノベーション研究』第10号第1巻, 241-268頁。
- 西原和久, 2015b, 「社会学の視点から多文化社会を問い直す——方法的トランスナショナリズムの射程」『多文化社会研究』Vol. 1. (近刊)。
- 西原和久・保坂稔編, 2013, 『増補改訂版 グローバル化時代の新しい社会学』新泉社。
- 西原和久・樽本英樹編, 2015, 『現代人のための国際社会学・入門』有斐閣 (近刊)。
- Nishihara, K., and Shiba, M., 2014, Migration and Migration Policy in Japan: Toward the 21st Century Multicultural Society, *A Quest for East Asian Sociologies*, Seoul: Seoul National University Press, pp. 329-354.
- Nishihara, K., 2014, Past, Present, and Future of Studies in Japanese Sociological Theory: Challenges of the Society for Sociological Theory in Japan, *Messages to the World*, Japan Consortium for Sociological Committee, pp. 325-355.
- 西原和久・芝真里・小坂有資, 2014, 「海を渡る移住者たち——大震災・移民・ローカルマイノリティ」『コロキウム：現代社会学理論・新地平』第8号, 新泉社, 163-182頁。
- Nussbaum, M. C., 2006, *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (M.C. ヌスbaum [神島裕子訳] 『正義のフロンティア——障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局, 2012)

- Nussbaum, M. C., 2010, *Why Democracy Needs the Humanities*, Princeton: Princeton University Press. (M.C. ススバウム [小沢自然・小野正嗣訳] 『経済成長がすべてか? ——デモクラシーが人文学を必要とする理由』岩波書店, 2013)
- Nussbaum, M. C., 2013, *Creating Capabilities: The Human Development Approach*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 押村高, 2008, 『国際正義の論理』講談社。
- Pogge, T., 2008, *World Poverty and Human Rights* (Second Edition), Cambridge: Polity. (T. ポッゲ [立岩真也監訳] 『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』生活書院, 2010)
- Portes, A. and Rumbaut, R. G., 2001, *Legacies: The Story of the Immigrant Second Generation*, Berkley, CA: University of California Press. (A. ポルテス・R.G. ルンバウト [村井忠政訳] 『現代アメリカ移民第二世代の研究——移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店, 2014)
- Rawls, J., 1999, *A Theory of Justice/Revised Edition*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (J. ロールス [川本隆史・福岡聡・神島裕子訳] 『正義論 (改訂版)』紀伊國屋書店, 2010)
- 関根政美, 2000, 『多文化主義社会の到来』朝日新聞社。
- Sen, A., 2009, *The Idea of Justice*, London: Penguin Books. (A. セン [池本幸生訳] 『正義のアイデア』明石書店, 2011)
- 芝真里, 2013, 「重国籍と新しいアイデンティティ——韓国養子たちによる『重国籍』取得に向けた動きから」『移民政策研究』Vol. 5, 移民政策学会, 82-98 頁。
- 塩原良和, 2010, 『変革する多文化主義——オーストラリアからの展望』法政大学出版局。
- Smith, M. P. and Guarnizo, L. E. (eds.), 1998, *Transnationalism from Below*, New Brunswick, NJ: Transaction Publishers.
- 総務省, 2006, 「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」(www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\_b5.pdf)
- Soysal, J. N., 1994, *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, Chicago: University of Chicago Press.
- 鈴木弥香子, 2014, 「コスモポリタニズムの検討——グローバル化時代の新たなオルタナティブとしてのアクチュアリティと困難性」『現代社会学理論研究』第8号, 日本社会学理論学会, 55-67 頁。
- 樽本英樹, 2009, 「トランスナショナルな視角の射程」樽本英樹『よくわかる国際社会学』ミネルヴァ書房, 20-23 頁。
- 樽本英樹, 2012, 『国際移民と市民権ガバナンス——日英比較の国際社会学』ミネルヴァ書房。
- Turner, B. S., 2006, *Vulnerability and Human Rights*, Pennsylvania: Pennsylvania State University Press.
- Vertovec, S., 2009, *Transnationalism*, London: Routledge. (S. バートベック [水上徹男・細萱伸子・本田量久訳] 『トランスナショナリズム』日本評論社, 2014)
- Urry, J., 2000, *Sociology beyond Societies: Mobilities for the Twenty-First Century*, London:

越境する実践としてのトランスナショナリズム

Routledge. (J. アーリ [吉原直樹監訳] 『社会を越える社会学』法政大学出版局, 2006)  
Wright, E.O., 2010, *Envisioning Real Utopias*, London and New York: Verso.

## **Transnationalism as a Cross-Border Practice: A Quest for Cosmopolitanism and Interculturalism beyond Multiculturalism**

**Kazuhisa NISHIHARA**

This article attempts to clarify some important concepts that are closely related to transnationalism: namely, of cosmopolitanism, multiculturalism and interculturalism. The study is based on my belief that a theoretical examination of those concepts is necessary to advance social/sociological field research on transnational migrants.

As we live in the age of globalization, scholars have focused on transnationalism and cosmopolitanism on the one hand, while on the other hand multiculturalism and interculturalism stemming from multiculturalism have also been given special attention with regard to our society's increasingly multiethnic situations. The two groups of concepts, however, do not constitute entirely different notions to be investigated; they can be closely linked to each other if we take a viewpoint of glocalization.

In my reconfiguration of these concepts, this paper states that methodological transnationalism based on the perspective of glocalization is decisively important not only for the critique of ethnocentric nationalism but also for contemporary social/sociological studies.

**Keywords:** transnationalism, cosmopolitanism, multiculturalism, interculturalism, glocalization